

## 県内初「千葉市感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録制度」の運用を開始します ～販売店登録証の掲示など、販売店の周知に取り組みます～

千葉市消防局では、大規模地震発生後における電気火災防止に効果的である「感震ブレーカー等（簡易タイプ）」の販売店を市民に周知することにより、更なる普及を図るため「千葉市感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録制度」の運用を開始しますので、お知らせします。

### 1 趣旨

消防局では、感震ブレーカー等の普及啓発を図っているところですが、課題の一つとして、感震ブレーカー等を取り扱っている販売店が限られており、購入を希望する市民が苦慮しているという問題がありました。

そこで、感震ブレーカー等（簡易タイプ）を取り扱っている販売店の登録制度を設け、登録販売店において販売店登録証を掲示するとともに、登録販売店を市ホームページに掲載することで、市民がすぐに感震ブレーカー等を購入できる環境を構築することとしました。

### 2 運用開始日

令和5年12月21日（木）※市内販売店からの申請開始日

### 3 販売店の登録

感震ブレーカー等（簡易タイプ）を取り扱っている市内販売店からの申請により、消防局にて登録します。

申請方法は市ホームページをご覧ください。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/shobo/yobo/yobo/kanshinbraker/hanbaiten-haibantenmuke.html>

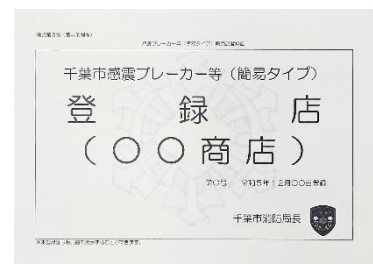


### 4 主な登録条件

- (1) (一財)日本消防設備安全センターが推奨している感震ブレーカー等（簡易タイプ）を販売していること。
- (2) 市内販売店であること。

### 5 販売店登録証

登録された販売店には「感震ブレーカー等（簡易タイプ）販売店登録証」を交付します。この登録証は販売店で掲示することができます。



販売店登録証イメージ

## 6 販売店登録一覧の公開

登録した販売店一覧を市ホームページにて、令和6年1月上旬以降随時公開します。

### <参考>感震ブレーカー等とは

大きな地震を感知したときに、電気を自動的に止める分電盤や器具です。これにより、大地震後の電気火災を防ぐことができます。

東日本大震災において、原因が特定された火災の約6割が電気関係によるもので、地震の揺れにより転倒した電気製品から出火したり、停電が復旧したときに火災が発生した事例が報告されています。

### 感震ブレーカー等の種類

分電盤タイプ	簡易タイプ	
	 	 
約5万円～8万円程度	約3千円～4千円	約5千円～2万円
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断
電気工事が必要	電気工事が不要（一部工事が必要な場合有）	